

1. 会合名	第 39 回理事会
2. 日 時	平成 30 年 3 月 16 日（金曜日） 午後 1 時～ 2 時
3. 議 案	<p>第 1 号議案 あっせん委員の再任について</p> <p>第 2 号議案 運営審議委員会委員の選任について</p> <p>第 3 号議案 平成 29 年 4 月－12 月における紛争解決業務等の状況について</p> <p>第 4 号議案 平成 29 年度事業計画実施状況 及び平成 29 年度事業会計収支実績見込みについて</p> <p>第 5 号議案 平成 30 年度事業計画案 及び平成 30 年度事業会計収支予算案について</p> <p>第 6 号議案 その他</p>
4. 主な内容	<p>1. あっせん委員の再任について</p> <p>あっせん委員の再任について三森センター長から説明があり、原案どおり承認された。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 松山委員の交代理由は何か。 ⇒ 定年（75 歳）による交代である。 <p>2. 運営審議委員会委員の選任について</p> <p>運営審議委員会委員の選任について三森センター長から説明があり、原案どおり承認された。</p> <p>3. 平成 29 年 4 月－12 月における紛争解決業務等の状況について</p> <p>平成 29 年 4 月－12 月における紛争解決業務等の状況について三森センター長から報告があった。</p> <p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーを証券会社に出すことについての質問が結構あるというお話を伺ったが、今どの位の人たちがマイナンバーを提出しているのか。 ⇒ 当センターでは、業界全体の状況というのは把握していない。 ⇒ 大雑把に言えば 3 分の 1 程度だと思われる。法律上は今年一杯が猶予期間であり、証券会社では何度も手紙を出すなどして、マイナンバーを提出してくださいと連絡をしているが、まだ提出が進んでいない。 <p>ただし、NISA 口座については、去年の 9 月末までにマイナンバーを提出すると、今年以降、自動的に投資ができるが、それを過ぎると少々面倒になるという期限があり、証券界を挙げて取り組んだ結果、75%程度の提出があった。</p>

NISA口座以外については投資家にとって直ちに不便がないため低い提出率となっている。なお、新規の口座開設には、マイナンバーは必ず提出してもらうことになるので、100%提出されている。

猶予期間を過ぎると、投資信託や株の配当の支払調書を証券会社が税務署に提出する際、支払調書に必ずマイナンバーを記入しなければならなくなり、業界としては、非常に懸念しているところである。

- ・ 6ページに関して、あっせん申立請求金額 500 万円以下のものが半分を占めているが、すごく細かい請求金額のものが多いのか。

⇒ あっせん申立請求金額 500 万円以下のさらに細かい分布を調べたわけではないが、請求金額で言うと 100 万円以下の件数がかなりを占めているという感触を持っている。100 万円以下だと、申立金が 2,000 円という一番下のレベルになっており、この件数が相当程度あると思われる。

- ・ あっせん申立金請求金額 1 億円超が 1 件ある。随分金額が大きいのが、一体どういったものか。

⇒ 個人の 80 歳代の男性からの申立てである。争点は、証券会社担当者からの勧めにより、この申立人がローンを組んで借入れをし、それを利用して多額の投資信託の売り買いが行われ、大きな損害を被ったというものであり、損害賠償請求、適合性原則、説明義務違反など様々な理由を根拠にあっせんの申立てが行われたのだが、事実関係の認識が申立人と証券会社との間でかなり乖離しており、あっせん自体が不調、打ち切りとなった。

4. 平成 29 年度事業計画実施状況及び平成 29 年度事業会計収支実績見込みについて
平成 29 年度事業計画実施状況及び平成 29 年度事業会計収支実績見込みについて、青木専務理事から説明があり、原案どおり承認された。

5. 平成 30 年度事業計画案及び平成 30 年度事業会計収支予算案について

平成 30 年度事業計画案及び平成 30 年度事業会計収支予算案について、青木専務理事から説明があり、原案どおり承認された。

6. その他

レセプト債の事案について、アーツ証券が破綻したことにより、札幌の弁護士がレセプト債の被害者に対する説明会を全国各地で行い、集団訴訟を起こす動きあるようであるとの議論があった。

以 上